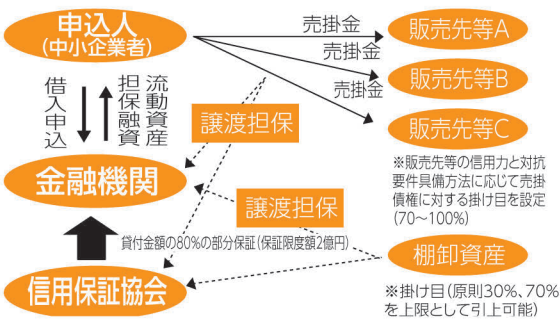


流動資産担保融資保証 (ABL保証)

流動資産担保融資保証制度の概略図



ABLのメリット

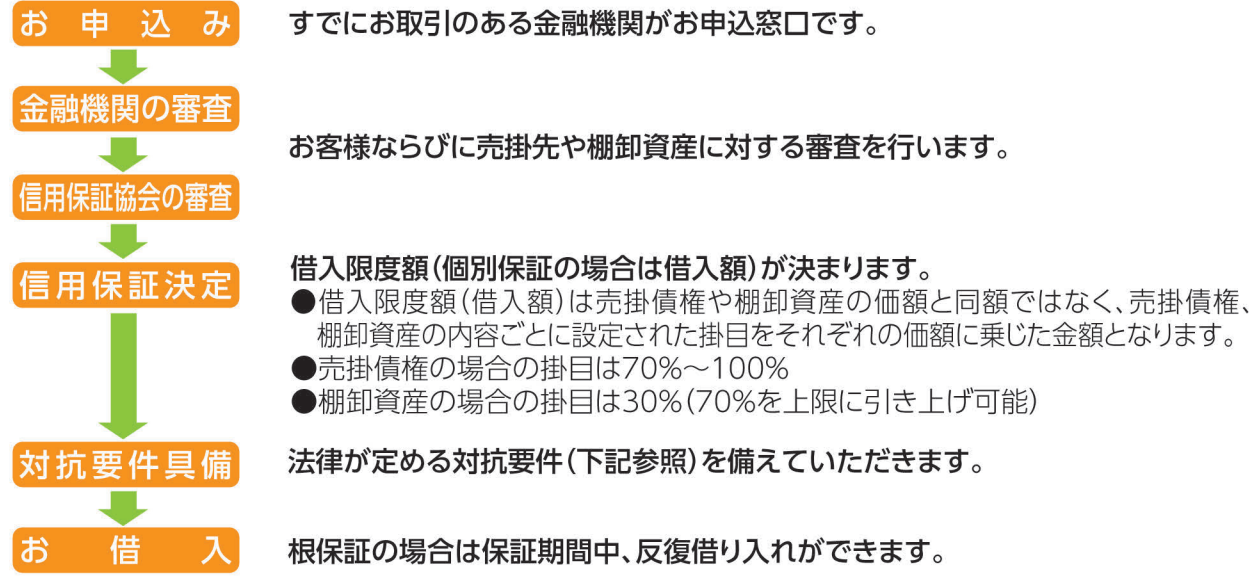
- **資金調達力がアップします。**
売掛債権や棚卸資産を担保にして借入れができます。
従来の不動産担保による借入れに加えて、資金調達の幅が広がります。
- **保証料率が割安です。**
一般の保証料率は0.45%～1.90%の9段階ですが、「ABL」の保証料率は一律0.68%でご利用いただけます。
- **資金繰りに余裕がもてます。**
当座貸越により、借入れの上限を決めておき、その範囲内であれば、必要なとき、必要な額の借入れが簡単な手続きで受けられます。

保証内容	
保証限度額	…2億円
保証期間	…1年
保証割合	…80% (部分保証)
貸付方式	…当座貸越・手形貸付
保証料率	…0.68%
連帯保証人	…法人代表者のみ
ご融資利率	…金融機関所定利率

対象者		事業者に対する売掛債権または棚卸資産を保有する中小企業者																	
保証限度額		(1)保証限度額 2億円 (2)保証割合 80%(部分保証) (金融機関からの借入限度額2億5,000万円) 根保証又は個別保証(売掛債権のみ)がご利用いただけます。																	
貸付方式		根保証の場合 当座貸越 個別保証の場合 手形貸付																	
保証期間		根保証の場合 1年間(期間延長・更新も可能) 個別保証の場合 1年以内(未発生債権を引当としない場合6か月以内)																	
掛目	売掛債権	1 当座貸越根保証の場合 極度額の上限金額=売掛債権の見積額(※)×掛目 ※過去1年間の平均月商額に平均サイトを乗じた額。 ※季節的要因等により月商額に大幅な変動がある場合はピーク月商額×サイトとすることも可能。																	
		2 個別保証の場合 ①既発生債権を返済引当とする場合 貸付上限金額=売掛債権金額×掛目 ②未発生債権を返済引当とする場合 貸付上限金額=以下のaとbのいずれか高い方 a 未発生債権金額 × $\frac{\text{契約締結日} \sim \text{借入申込日(月数)}}{\text{契約締結日} \sim \text{役務提供完了予定日(月数)}}$ ×掛目 b 未発生債権金額 × 1/2																	
		○売掛債権に対する掛目 「売掛先」と「担保の保全(対抗要件の具備)手続」によって以下のとおり定められます。																	
		<table><tr><th>担保の保全手続 \ 売掛先</th><th>一般企業</th><th>店頭・新興市場 上場有配企業</th><th>官公庁 上場有配企業</th></tr><tr><td>売掛先の承諾を得る場合</td><td>80%</td><td>90%</td><td>100%</td></tr><tr><td>売掛先に通知する</td><td>75%</td><td>85%</td><td>95%</td></tr><tr><td>法務局に登録する</td><td>70%</td><td>80%</td><td>90%</td></tr></table>				担保の保全手続 \ 売掛先	一般企業	店頭・新興市場 上場有配企業	官公庁 上場有配企業	売掛先の承諾を得る場合	80%	90%	100%	売掛先に通知する	75%	85%	95%	法務局に登録する	70%
担保の保全手続 \ 売掛先	一般企業	店頭・新興市場 上場有配企業	官公庁 上場有配企業																
売掛先の承諾を得る場合	80%	90%	100%																
売掛先に通知する	75%	85%	95%																
法務局に登録する	70%	80%	90%																
		※貸付時点から化体手形または化体電子記録債権を担保とする場合、掛目は「売掛先の承諾を得る」場合と同じです。																	
	棚卸資産	極度額の上限金額=棚卸資産の見積額(※1)×掛目(30%)(※2) ※1 原則として直近の簿価によるが、季節的要因等により残高に大幅な変動がある場合はピーク残高とすることも可能。 ※2 第三者の客観的評価が得られた場合は70%を限度として引き上げることが可能。																	
保証料率		融資金額に対し年率0.68%																	
返済方法		根保証の場合 :約定弁済又は非約定弁済(随時弁済)のいずれも差し支えありません。 個別保証の場合 :返済引当とした売掛債権の支払期日に、一括して返済していただきます。 ただし、複数口の売掛債権を返済引当として一本の手形貸付とすることもでき(束ねた売掛債権の回収月が1か月以内に収まるが必要)、個々の売掛債権の支払期日が到来する都度、返済することができます。																	

ココをチェック!!
平成25年9月より株式会社全銀電子債権ネットワークの電子記録債権も、担保となる売掛債権の対象となりました。

「流動資産担保融資保証制度」(ABL保証)のご利用の流れ



対抗要件について

ABL保証を利用する場合は、対抗要件を具備する必要があります。
対抗要件を具備する具体的な方法は下記のとおりです。

売掛債権	棚卸資産
売掛金、割賦販売代金、運送料、診療報酬、工事請負代金、化体手形、化体電子記録債権など、国内の事業者や官公庁に対する売掛債権が対象	商品、製品、仕掛品、半製品、原材料、貯蔵品など、事業により生じ、決算書に計上する棚卸資産が対象
売掛債権ごとに承諾、通知、登記のいずれかの方法により対抗要件を備える。(個別保証において化体手形または化体電子記録債権のみを担保とする場合はこの限りではありません。)	登記により対抗要件を備える。
中小企業者 承諾 ↓ 通知 ↓ 登記 ↓ 売掛先 東京法務局	中小企業者 登記 ↓ 東京法務局
承諾 売掛先から「承諾書」をもらう。	登記 東京法務局 (中野) にて「動産譲渡登記手続」を行う。
通知 売掛先に「通知書」を郵送する。	※民法の「占有改定」または「指図による占有改定」による対抗要件を備えることもできます。
登記 東京法務局 (中野) にて「債権譲渡登記手続」を行う。	